福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書②

第11号様式（第13条第１項第３号）

（施設名：　　　　　　　　　　　　）

この「福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書②」は、横浜市内での福祉サービス第三者評価の制度推進を図るため、受審施設の意見等を伺うものです。

いただいた意見等は、横浜市内での福祉サービス第三者評価推進のための参考とさせていただきます。

今回は、受審後６か月程度経過した時点での、施設等の変化について伺います。

意見等の提出にあたっては、利用者、利用者家族、貴施設の職員等の個人が特定されないようお願いいたします。

　なお、明確な手法違反等がある場合を除き、提出いただいた意見等により交付済の受審料補助金が取消しになることはありませんので、率直なご意見をお寄せください。

１　福祉サービス第三者評価を受審した効果について

　(1) 受審により、管理職員の意識や行動に変化はありましたか。

また、それはどのような点ですか。

ア　大きく変わった

　　イ　変わった

　　ウ　あまり変わらなかった

　　エ　変わらなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(2) 受審により、一般職員の意識・行動に変化はありましたか。

また、それはどのような点ですか。

ア　大きく変わった

　 イ　変わった

　 ウ　あまり変わらなかった

　 エ　変わらなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(3) （評価結果を受けて新たに始めた取組がある場合のみ）受審後、新たに始めた取組は継続されていますか。

　また、それはどのような取組ですか。

　　ア　複数の取組を継続している

　　イ　１つの取組を継続している

　　ウ　継続している取組はない

（具体的な内容をご記入ください）

　(4) 評価結果や受審後の取組について、利用者からの意見はありましたか。

また、それはどのようなものでしたか。

　　ア　多くの利用者からの意見があった

　　イ　数人の利用者からの意見があった

　　ウ　利用者からの意見はなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(5) 評価結果や受審後の取組について、利用者家族からの意見はありましたか。

また、それはどのようなものでしたか。

　　ア　多くの利用者家族からの意見があった

　　イ　利用者家族からの意見があった

　　ウ　利用者家族からの意見はなかった

（具体的な内容をご記入ください）

　(6) 受審したことや評価結果について何らかの広報を行いましたか。

　　ア　広報を行った

インターネット

広報紙

掲示板等への掲示

説明会

その他（具体的に：　　　　　　　　　）

　　イ　広報は行わなかった

　(7) （受審したことについて広報を行った施設のみ）広報を行ったことに対して、外部からの問合せなどはありましたか。

　　ア　あった（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　イ　なかった

２　評価基準に対するご意見

　(1) 評価結果を受けて特に参考となった評価項目・観点があれば記入してください。

　(2) 追加した方がよいと思う評価項目・観点があれば記入してください。

　(3) その他、評価基準全般についてご意見があれば記入してください。